2025年3月24日

SSBJ基準の公表とサステナビリティ開示の議論状況

弁護士 田井中 克之
TEL. 03-6266-8596
katsuyuki.tainaka@morihamada.com

弁護士 水本 真矢
TEL. 03-5223-7752
shinya.mizumoto@morihamada.com

弁護士 鈴木 彬史
TEL. 03-5293-4919
akifumi.suzuki@morihamada.com

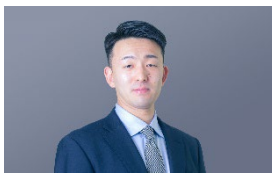

弁護士 小山 大志
TEL. 03-5220-1922
taishi.koyama@morihamada.com

Ⅰ.はじめに

わが国では、金融商品取引法に基づくサステナビリティ情報の開示は、2023年3月期有価証券報告書から義務化されています。しかし、そこに記載すべき内容に関する企業内容等の開示に関する内閣府令の定めは抽象的・概括的なものも少なくないため、提出会社ごとに記載の具体的な項目や詳細度がさまざまとなっています。

2025年3月5日、サステナビリティ基準委員会(以下「SSBJ」といいます。)は、日本における初めてのサステナビリティ開示基準(以下「SSBJ基準」といいます。)を公表しました[1]。今後、SSBJ基準がわが国のサステナビリティ開示基準として告示指定され、法令において適用時期が定められた後は、有価証券報告書等におけるサステナビリティ情報開示をSSBJ基準に基づいて行うことが必要となります。

SSBJでは、2024年3月及び11月にSSBJ基準の公開草案を公表し、寄せられたコメントを踏まえた検討・修正を行ったうえで、今回、確定版の公表に至ったものとなります。本ニュースレターでは、SSBJ基準について、公開草案からの変更点を中心に解説するとともに、金融庁金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」及び「サステナビリティ情報の保障に関する専門グループ」におけるサステナビリティ開示関連の議論の状況をご紹介します。

なお、公開草案段階でのSSBJ基準の内容については、当事務所ニュースレター「SSBJ基準等のサステナビリティ開示に関する近時のトピック」(2024年4月)もご参照ください。

[1] https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards/2025-0305.html

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

Ⅱ.公表の概要

1. SSBJ 基準の概要

(1)ISSB 基準と整合した国内基準

SSBJ 基準は、国際サステナビリティ基準委員会(以下「ISSB」といいます。)が定めるサステナビリティ開示基準である IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務諸表の開示に関する全般的要求事項」(以下「IFRS S1 号」といいます。)及び IFRS S2 号「気候関連開示」(以下「IFRS S2 号」といい、IFRS S1 号と併せて「ISSB 基準」と総称します。)を踏まえて、日本におけるサステナビリティ基準として開発されたものです。

そのため、SSBJ 基準の開発にあたっては、SSBJ 基準に基づいて開示される情報が ISSB 基準等に基づいて開示される情報との比較可能性を大きく損わないように開発されています。後述のとおり、一部の項目について SSBJ 基準に独自の選択肢が用意されていますが、各企業がかかる選択肢を採用しなければ ISSB 基準にも準拠したことになることが企図されており、また、かかる選択肢を採用した場合であっても直ちに ISSB 基準に準拠していないということにはならない、とされています。

一方で、構成の面では、わかりやすさの観点から ISSB 基準と異なる構成を採用しており、IFRS S1 号に相当する基準を、コア・コンテンツ以外の基本となる事項を定める適用基準と、コア・コンテンツを定める一般基準とに分けて策定し、以下の構成となっています。

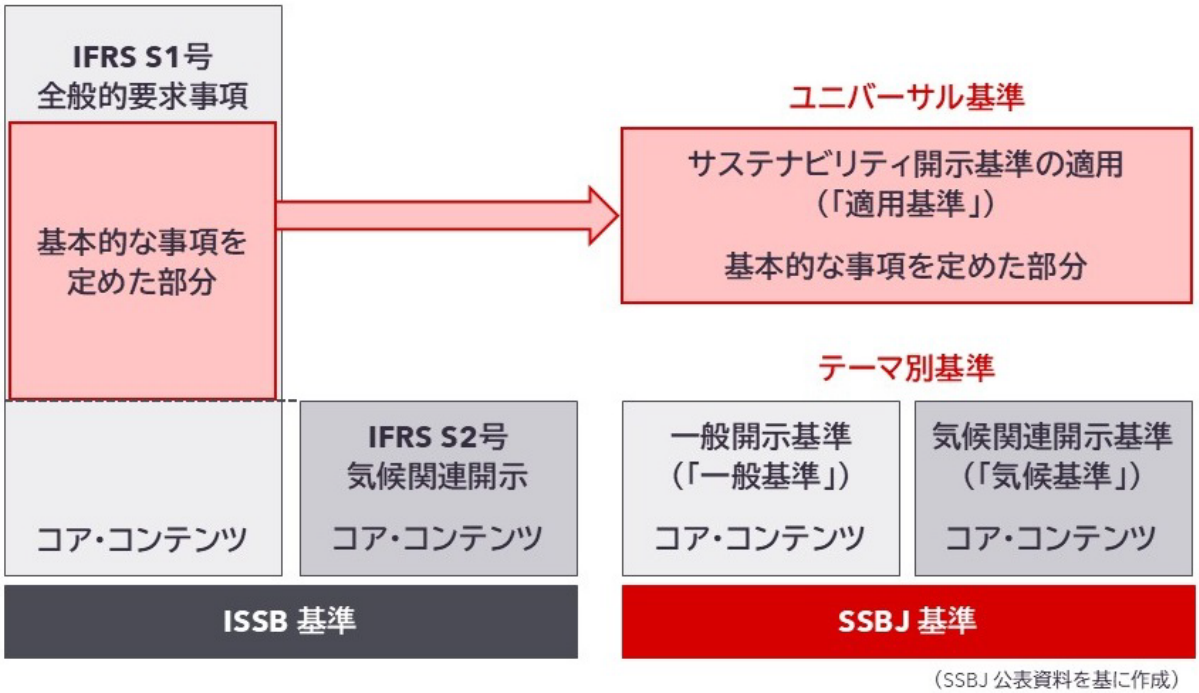

(SSBJ 公表資料を基に作成)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

1. サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」
2. サステナビリティ開示テーマ別基準第１号「一般開示基準」
3. サステナビリティ開示テーマ別基準第２号「気候関連開示基準」

なお、SSBJ 基準に従った開示を行っていると宣言するためには、これら３つの基準すべてに従うことが必要となります。

(2)プライム上場企業を適用対象企業として想定

SSBJ 基準の適用対象企業は、今後、法令によって定められることになりますが、グローバルな投資家との対話が必要となる東証プライム市場への上場企業が想定されています。プライム上場企業以外が SSBJ 基準に従って開示を行うことは妨げられていないものの、SSBJ 基準の開発にあたって、プライム上場企業以外の企業に固有のニーズは考慮されておらず、例えば時価総額に応じて適用項目を限定するなどの措置は用意されていません。

適用対象企業や適用開始時期については、Ⅲ.のとおり、金融庁金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」等において検討されています。現時点では有価証券報告書等におけるサステナビリティ情報開示を SSBJ 基準に従って行うことは義務付けられていませんが、企業が任意で SSBJ 基準に従ったサステナビリティ情報開示を行うことは許容されています。特にプライム上場企業においては、適用開始時期をスムーズに迎えるために、早期から SSBJ 基準を意識した開示に取り組むことが有用です。

なお、IFRS に準拠して財務諸表を作成している企業であっても、サステナビリティ情報開示は SSBJ 基準に従う必要があります(適用基準第３項)。

2. 公開草案からの主な変更点

今般公表された SSBJ 基準は、公開草案から主に以下の点が変更されています[2]。

(1)温対法に基づき GHG 排出量を報告する場合のサステナビリティ開示上の算定期間

温室効果ガス(以下「GHG」といいます。)排出量について、ISSB 基準では、原則として GHG プロトコルに従って測定することが要求され、例外として、法域の当局又は企業が上場する取引所が異なる算定方法を要求している場合、当該異なる方法を用いることができるとされています。日本では、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」といいます。)に基づく GHG 排出量の報告がこの例外に該当するところ、温

[2] 公開草案に対して寄せられたその他のコメントへの対応については、後日コメント対応表が公開される予定です。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

対法上、GHG 排出量の算定期間は指定されており[3]、サステナビリティ関連財務開示の報告期間（会計年度）と一致しない場合がある、という問題があります。

そのため、2024 年 3 月の公開草案では、温対法に基づき GHG 排出量を報告する場合、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日において、既に当局に提出した GHG 排出量データのうち直近のものを用いなければならないとし、GHG 排出量の算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間の間に差異が生じることを許容していました。

しかし、この点については、GHG 排出量の算定期間とサステナビリティ情報の報告期間の間に差が生じることで、関連する項目間のつながりが希薄となり、情報の有用性が低下する可能性があるという懸念が示されました。そこで、2024 年 11 月に改めて公開草案として公表し、温室効果ガス排出量の算定期間とサステナビリティ基準の報告期間との間に差異が生じる場合には、合理的な方法により期間調整を行い、サステナビリティ関連財務開示の報告期間に合わせることとされました。ただし、期間調整のコストを最小化するために、見積もりの方法により算定することも認められています。

（2）ファイナンスド・エミッションにおける GICS の取扱い

公開草案においては、ISSB 基準と同様に、ファイナンスド・エミッション（投融資先の GHG 排出量）に関する追加的な情報の開示において、「商業銀行活動」及び「保険産業に関する金融活動」に参加する企業に対し、世界産業分類基準（GICS）に基づき産業別に開示することが提案されていました。

もっとも、GICS に基づく分類・開示を行う場合、GICS を開発・公表している特定の民間企業からライセンス料の支払いを求められる可能性があり、SSBJ がかかる支払いを義務付けるのは適切ではないとのコメントが寄せられました。また、この点は ISSB においても問題視され、GICS 以外の産業分類システムの使用を認める提案が 2025 年 1 月に暫定決定されていました。

そこで、SSBJ 基準は、GICS を使用する定めを含めたうえで、当面の間、産業別に分類したファイナンスド・エミッション等の開示をしないことができるとしています。今後、ISSB 基準が改訂される場合は、SSBJ 基準についても同様の改訂を行うか可及的速やかに検討を開始する予定とされています。

（3）その他の変更

その他、寄せられたコメントを踏まえ、以下の 4 点が 2024 年 3 月の公開草案から削除されています。

① ガイダンスの情報源の適用可能性を考慮する際の文書化

② レジリエンスの評価の頻度

[3] 二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素については、4月1日から翌年3月31日まで、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素については、1月1日から12月31日まで（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第3条）。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

③ スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の GHG 排出の絶対総量の合計値の開示

④ 同目的で複数の内部炭素価格を用いる場合及び複数の目的で内部炭素価格を用いる場合の取扱い

3. ISSB 基準と SSBJ 基準の違い

前述のとおり、SSBJ 基準は ISSB 基準との整合性を意識して作られましたが、以下の点が相違点として残っています。ISSB 基準を念頭に日本での開示を実践している又はその準備を進めている企業においては、留意が必要となります。なお、ISSB 基準と SSBJ 基準との項番対照表及び差異の一覧は、今後 SSBJ のウェブサイトで公表される予定です。

(1)SSBJ 基準独自の選択肢が追加されているもの

気候基準では、前述の GICS の取扱い以外に、以下の点が SSBJ 基準独自の選択肢として追加されています。

- スコープ 2 の GHG 排出について、ISSB 基準で要求している契約証書に関する情報に代えて、マーケット基準によるスコープ 2 の GHG 排出量を開示することができる。
- 気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関連して、資産又は事業活動の数値及びパーセンテージに代えて、資産又は事業活動の規模に関する情報(例えば「大」「中」「小」等)を開示することができる。
- 気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているもののその他の評価項目と結び付いて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合(例えば ESG 関連の評価項目の中に気候関連の評価項目が組み込まれている場合)、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について開示することができる。
- ファイナンスド・エミッションに関する資産運用に関する活動、商業銀行に関する活動及び保険に関する活動について、SSBJ 基準の定義を用いることができる。

(2)ISSB 基準に追加する項目

また、以下の点が ISSB 基準から追加されています。

① 適用基準

- 指標の表示単位に関する定め
- サステナビリティ関連財務開示の公表承認日及び承認した機関又は個人の名称の開示
- 法令の要請に基づき SSBJ 基準に従った開示を行う場合の当該法令の名称の開示

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

② 気候基準

- GHG 排出の表示単位に関する定め
- GHG プロトコルとは異なる方法により測定することを選択し、かつ、当該方法により測定した GHG 排出量に重要性がある場合、GHG プロトコルにより測定した排出量と、GHG プロトコルとは異なる方法により測定した排出量の内訳の開示
- スコープ 3 の GHG 排出のカテゴリー別の内訳の開示

4. 適用に向けた参考文書－補足文書及び SSBJ ハンドブック

SSBJ は、今後、SSBJ 基準を適用するにあたって参考となる文書として、補足文書及び SSBJ ハンドブックを公表する予定としています。なお、補足文書及び SSBJ ハンドブックは、いずれも SSBJ 基準を構成するものではなく、これらに従わない場合も、SSBJ 基準に準拠している旨を表明することは可能です。

文書の種類	SSBJ 基準を構成するか	従わない場合に SSBJ 準拠と宣言できるか
サステナビリティ開示基準 1. ユニバーサル基準（今回公表） 2. テーマ別基準（第 1 号・第 2 号を今回公表） 3. 産業別基準（未公表） 4. 実務対応基準（未公表）	構成する	できない
補足文書	構成しない	できる
SSBJ ハンドブック	構成しない	できる

(1)補足文書

ISSB は、ISSB 基準の適用において参考になる資料として、付属ガイダンス及び教育的資料を公表しています。

上記のとおり、SSBJ 基準は ISSB 基準との整合性を意識して開発されていることから、これらの教育的資料等については、SSBJ 基準の適用にあたっても参考とできるよう、SSBJ が了承したものを補足文書と位置付け、今後 SSBJ のウェブサイトで公表する予定とされています。

(2)SSBJ ハンドブック

また、SSBJ は、公開草案に対して寄せられた開発方針に関するコメントを踏まえて、SSBJ 基準を適用するうえで有用と考えらえる情報を「SSBJ ハンドブック」として公表する予定です。この「SSBJ ハンドブック」

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

は、SSBJ 事務局が SSBJ の審議を経ずに決定・公表するものですが、記載される論点は関係者からの問い合わせが多かった論点等から掲載される見込みであり、開示実務において極めて参考になる資料になることが予想されます。「SSBJ ハンドブック」は、実務の進展等を踏まえて随時更新される予定です。

Ⅲ.金融審議会における議論の現状

1. SSBJ 基準の適用時期

サステナビリティ情報開示のルールについては、2024 年 2 月、金融審議会において、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」[4]が設置され、法改正を視野に入れた議論が進展しています。そして、サステナビリティ情報の開示基準（今回最終化された SSBJ 基準が想定されます。）については、まず東証プライム市場に上場する時価総額 3 兆円以上の企業に対して 2027 年 3 月期から適用を義務化し、その保証に関しては翌期から義務化する、というロードマップが示されているところです。

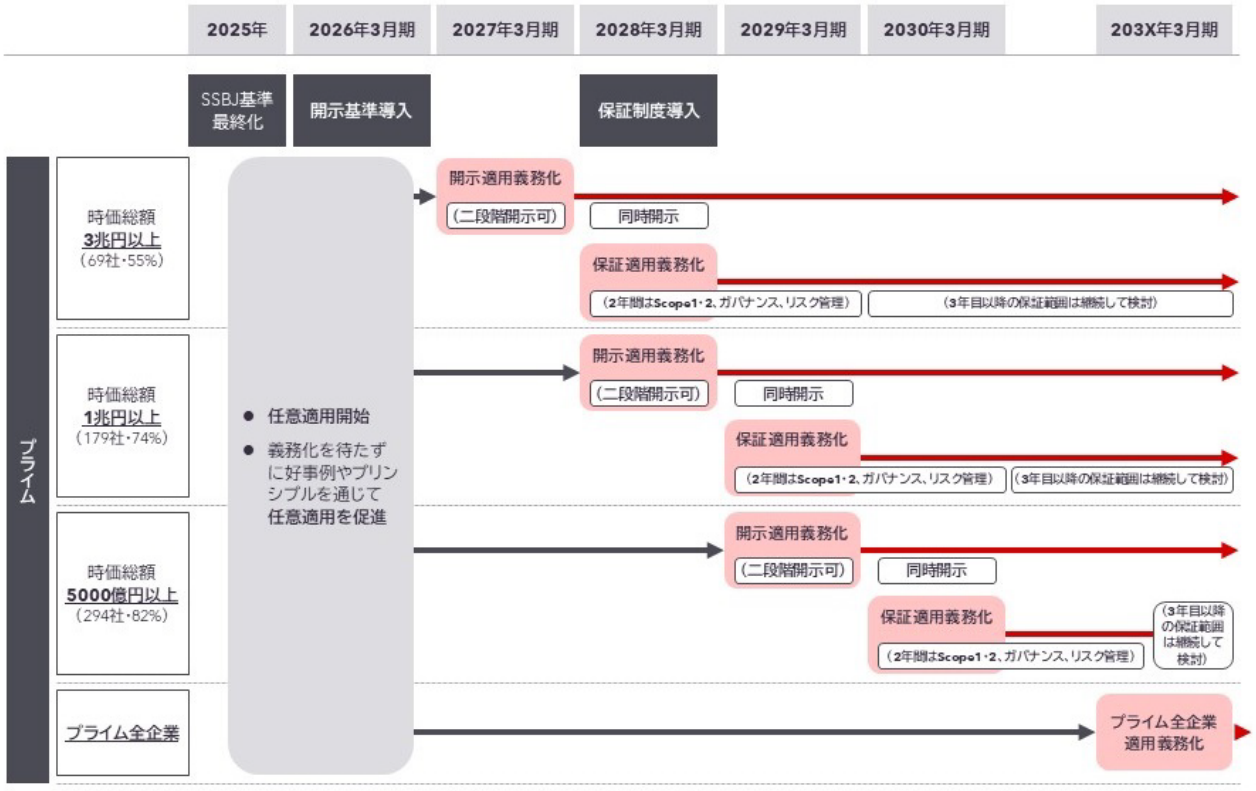

（金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」第5回事務局説明資料を基に作成）

[4] https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base_gijiroku.html#sustainability_disclose_wg

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

2. サステナビリティ情報の保証のあり方

サステナビリティ情報の信頼性確保のための保証については、その範囲・水準等、業務の担い手、保証基準及び倫理・独立性基準、業務実施者への検査・監督のあり方、自主規制機関の役割が主な論点となります。そこで、金融審議会では「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」[5]を設け、サステナビリティ情報の保証に係る質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備として、保証業務実施者の規律のあり方や任意の保証の論点等について議論が行われています。

Ⅳ.おわりに

近時、第 2 次トランプ政権下での米国において、サステナビリティに関わる取組みを見直す動きがみられます。日本企業が国内外の幅広い投資家の支持を集め、国際競争力を維持するために、もっとも適したルールの模索が続くものと予想されます。

金融商品取引法に基づく開示は、投資者に対して企業情報を適切に提供することを目的としています。これはサステナビリティ情報に関しても同様であり、有価証券報告書等による開示を通じて投資者に提供されることにより、企業と投資者との対話を通じて健全な資本市場を形成するという観点から、望ましい開示実務を追求してまいりたいと考えています。

[5] https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base_gijiroku.html#sustainability_assurance_G

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.